

2023年5月22日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 御中

(株)エネルギー・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

電話：0120-957-706

2023年4月1日以降の医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定について

1. オンライン資格確認導入・普及に関する加算の特例措置

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、初診料算定時の評価が見直されるとともに、再診時についても新たに評価を行う特例が設けられました。

※これらの特例措置は2023年4月1日～12月31日までの時限的措置となります。

(1) 初診時の評価の見直し

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・・・4点→6点(1月に1回)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2・・・2点→2点(1月に1回)※変更なし

(2) 再診時の評価を新設

医療情報・システム基盤整備体制充実加算3・・・2点(1月に1回)

(3) 算定要件の見直し

オンライン請求を行っていない医療機関に対し、2023年12月31日までに開始する旨の届出を行っている医療機関はこの要件を満たすものとみなし、算定可能となります。

※いずれも2023年4月1日から2023年12月31日までの特例措置となります。

2. 施設基準

(1) オンライン請求を行っていること。※特例措置あり

(2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。

なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。

(3) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所、および、ホームページ等に掲示していること。

(ア) オンライン資格確認を行う体制を有していること。

(イ) 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

3. 算定要件

上記体制を有していることについて掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。

4. 点数（施設基準を満たしたうえで算定します）

No	医療情報・システム基盤整備体制充実加算	点数
1	初診の場合 （マイナンバーカードを利用しない場合）	6点
2	初診でオンライン資格確認等により情報を取得等した場合 （マイナンバーカードを利用する場合）	2点
3	再診の場合 （マイナンバーカードを利用しない場合）	2点
4	再診の場合 （マイナンバーカードを利用する場合）	点数無

5. 算定方法

「21 診療行為」画面にて、診療行為コードを手入力します（自動算定はされません）。

診療行為コード	名称	点数
111015970	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（初診）	6点
111016070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（初診）	2点
112026570	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（再診）（経過措置）	2点
113045070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（医学管理等）	6点
113045170	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医学管理等）	2点
113045270	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（医学管理等・経過措置）	2点
112026670	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（外来診療料・経過措置）	2点

※医学管理等とは、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料で算定する場合です。

6. 算定事例（施設基準を満たしたうえで算定します）

（1）医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・・・初診時6点

- ・マイナンバーカードを利用しなかった場合

※他の医療機関から患者に係る診療情報の提供を受けた場合を除く

- ・マイナンバーカードを用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合
- ・マイナンバーカードが破損等により利用できない場合
- ・マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合
- ・薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等によって確認した結果、前回の診察から薬剤情報等の変更がなかった場合

（2）医療情報・システム基盤整備体制充実加算2・・・初診時2点

- ・患者の同意を得たうえでマイナンバーカードを利用し、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行った場合
- ・他の医療機関から患者に係る診療情報の提供を受けた場合

（3）医療情報・システム基盤整備体制充実加算3・・・再診時2点

- ・マイナンバーカードを利用しなかった場合

※他の医療機関から患者に係る診療情報の提供を受けた場合を除く

- ・マイナンバーカードを用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合
- ・マイナンバーカードが破損等により利用できない場合
- ・マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合
- ・薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等によって確認した結果、前回の診察から薬剤情報等の変更がなかった場合

（4）再診時加算なし

- ・患者の同意を得たうえでマイナンバーカードを利用し、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行った場合
- ・他の医療機関から患者に係る診療情報の提供を受けた場合

（5）施設基準を満たしているが算定できない場合

- ・情報通信機器を用いて初・再診を行う場合
- ・往診および訪問診療で初・再診を行う場合

7. 入力方法

(1) 初診

初診料の剤内に入力します。

診区	入力コード	名称	数量・点数
11	111000110	*C初診料	
	111013770	機能強化加算 (初診)	
	111016070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 (初診)	370 X 1 370

(2) 再診

再診料の剤内に入力します。※外来管理加算の下に入力するとエラーになります。

診区	入力コード	名称	数量・点数
12	112007410	*C再診料	
	112026570	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3 (再診) (経過措置)	75 X 1 75
12	112011010	* 外来管理加算	52 X 1 52

(3) 医学管理等 (小児科外来診療料の場合)

単独剤として入力します。

診区	入力コード	名称	数量・点数
13	113003710	*C小児科外来診療料 (処方箋を交付しない) 初診時	
	113028870	機能強化加算 (初診) (小児科外来診療料)	796 X 1 796
13	.130	* 管理料	
	113045170	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 (医学管理等)	2 X 1 2

【参考資料】

- ・保医発0131 第5号 2023年1月31日

医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001048811.pdf>

- ・事務連絡 2023年1月31日

令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置に関する 疑義解釈資料の送付について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryo_hoken/gigi/000265769.pdf

以上